

被保険者保険料負担軽減措置について

1. これまでの経緯について

- 船員保険制度の見直しについて議論された「船員保険事業運営懇談会（2006年（平成18）年12月21日）」において、船員保険の積立金の整理が行われ、被保険者の拠出に対応する積立金を活用して被保険者保険料負担軽減措置を行うことが合意された。
- 上記により、全国健康保険協会が船員保険を運営することとなった2010（平成22）年1月分から2011（平成23）年度までは0.15%、2012（平成24）年度は0.35%、2013（平成25）年度からは0.50%を被保険者の疾病保険料率から控除する負担軽減措置が実施されていた。
- 2019（平成31）年3月の協議会において、負担軽減措置のその後の在り方について以下のとおり整理された。（負担軽減措置を開始した当初の当該措置に係る積立金は約200億円であったが、そのまま続けた場合には、2025（令和7）年度中には当該積立金が枯渇する見通しであったため。）

- ・被保険者負担を急激に増加させることは望ましくなく、徐々に控除する率を低減しソフトランディングさせる必要があるとの考えから、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで0.1%ずつ控除率を引下げていく。
- ・2026（令和8）年度の控除率については、2025（令和7）年度末における当該措置に係る積立金の残高見込みを踏まえ、改めて当協議会において決定する。

◆船員保険疾病保険料率の推移

	2010～2011年度 (平成22～23)	2012年度 (平成24)	2013～2021年度 (平成25～令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)
疾病保険料率	9.40%	9.80%	10.10%	10.10%	10.10%	10.10%	10.10%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%	4.65%	4.75%	4.85%	4.95%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	0.10%
船舶所有者負担分	4.70%	4.90%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%

2. 2026（令和8）年度の対応について

(1) 2025（令和7）年度末時点での積立金残高の見込み

2025（令和7）年8月までの適用状況の実績より、
ケース1-①で標報月額・被保険者数を推計し試算

728,747千円 - 364,064千円 = 364,683千円

(2024（令和6）年度末積立金残高) (2025（令和7）年度負担軽減必要額) (2025（令和7）年度末積立金残高)

被保険者区分	平均標準報酬月額	料率	月数	被保険者数	2025(令和7)年度負担軽減必要額
一般被保険者負担軽減分	483,612円	0.1%	13.62ヵ月	54,128人	356,530千円
疾病任意継続被保険者負担軽減分	370,819円	0.1%	12ヵ月	1,693人	7,534千円
				合計額	364,064千円

※ ここでいう積立金とは、被保険者保険料負担軽減分の積立金をいう。

(2) 2026（令和8）年度末時点の積立金残高の試算
（控除率0.1%を継続した場合）

2025（令和7）年8月までの適用状況の実績より、
ケース1-①で標報月額・被保険者数を推計し試算

364,683千円 - 371,342千円 = △6,659千円

(2025（令和7）年度末積立金残高) (2026（令和8）年度負担軽減必要額) (2026（令和8）年度末積立金残高)

被保険者区分	平均標準報酬月額	料率	月数	被保険者数	2026(令和8)年度負担軽減必要額
一般被保険者負担軽減分	495,360円	0.1%	13.62ヵ月	53,973人	364,145千円
疾病任意継続被保険者負担軽減分	375,531円	0.1%	12ヵ月	1,597人	7,197千円
				合計額	371,342千円

※ ここでいう積立金とは、被保険者保険料負担軽減分の積立金をいう。

※ 赤字にならないよう調整した場合の控除率は0.098%となる。

(3) 2026（令和8）年度の対応（案）

控除率0.1%を継続すると、2026（令和8）年度において積立金が6,659千円不足する見込みであるが、不足分については準備金から補填することとし、引き続き2026（令和8）年度についても控除率0.1%を維持してはどうか。